

高松市地域防災計画の修正に係るパブリックコメント実施結果

本市では、令和3年6月4日（金）から6月27日（日）まで、高松市地域防災計画の修正に係るパブリックコメントを実施しました。いただいた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので公表いたします。

(1) 意見総数 16件（1名）

(2) いただいた御意見（要旨）をそれに対する市の考え方

※ 御提出いただいた御意見は、趣旨の変わらない範囲で、簡素化及び文言等の調整をしています。

	御意見（要旨）	市の考え方
1	ジェンダーの視点で、避難所の男女トイレ・救護・着替えの設備を整える。	指定避難所の運営においては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮することとしております。 既存の施設の改修等は困難ではありますが、避難所運営組織における男女双方の参画を促すことにより、それぞれのニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めてまいります。
2	コロナなどの感染対策について、避難所設置基準に明記すること。	令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所運営マニュアルを補完するものとして、避難所における感染症対策に係る具体的方策及び留意事項についてとりまとめた「避難所運営マニュアル作成の手引き（新型コロナウイルス感染症対策編）」を作成し、本市ホームページにおいて公開しておりますので、必要に応じて御参照いただければと存じます。

	御意見（要旨）	市の考え方
3	車避難の場合の施設・充電施設を整えること。	<p>本市では、交通渋滞や道路等の破損による逃げ遅れやエコノミークラス症候群等による健康被害を防ぐ観点から、車での避難は推奨しておりませんが、昨今の感染症対策を鑑みて、今後、車中避難者が利用する駐車スペースなどについても検討してまいりたいと存じます。</p> <p>なお、充電設備につきましては、本市で締結の災害協定を活用し、発電機を手配するなど、対応してまいりたいと存じます。</p>
4	母子家庭・父子家庭・独居老人など18歳未満だけ・高齢者だけの孤立世帯への対策を明記すること。	<p>高齢者や障がい者、乳幼児、外国人など、災害時に配慮が必要な方については、災害情報の提供や避難等の手助けが迅速かつ的確に行われる体制の構築に努めており、今後も、それぞれの事情からなる多様なニーズに十分配慮した対策を行ってまいります。</p>
5	大人用子供用オムツ・女性用生理用品・使い捨て下着・トイレットペーパー・ティッシュ・タオル・雑巾の備蓄について日頃から不用品寄付についても準備しておくこと。	<p>大人用子供用オムツ・女性用生理用品・トイレットペーパー・タオルについては、現在、各指定避難所において備蓄しております。</p> <p>なお、維持管理や処理経費等の問題から、平常時において不用品の寄付を受け付けることについては検討しておりません。</p>
6	区分所有マンション管理組合に防災組織を設置し、備蓄資材など防災倉庫を設置させることで、地域避難所での三密回避に努める。	<p>区分所有マンションにおける管理の主体は管理組合であり、マンション標準管理規約に基づき、長期的な見通しを持って適正に運営されているものと存じます。</p> <p>なお、防災倉庫の設置については、各管理組合において判断されるものですので、設置させることは困難ですが、引き続き、家庭等における備蓄や分散避難についても周知・啓発を行い、避難所における三密回避に努めてまいります。</p>

	御意見（要旨）	市の考え方
7	賃貸アパート・マンションの管理者に災害対応マニュアルを作成させる。	管理者に災害対応マニュアルの作成を義務付けることは困難ですが、作成の相談などがあつた際には、助言等を行つてまいりたいと存じます。また、引き続き、広報やホームページ等を通じて防災意識向上に向けた周知・啓発に努めてまいります。
8	避難所の他に、太陽光発電による充電ステーションを設置する。	災害時における携帯電話等の充電につきましては、災害協定を活用し、発電機等の手配を行うことなどにより対応いたしますことから、現在のところ、新たな充電ステーションの建設や、民間所有マンションへの太陽光パネルの設置等については検討しておりません。
9	都市部のビルマンション屋上に太陽光パネル設置と蓄電池設置、自立発電設備を促し、災害時の携帯充電等に活用できるよう、官民協定を行う。	
10	高松市南部に点在する「出水」「湧き水」「ため池」を災害時に活用できるよう、太陽光発電と蓄電池で給水と浄化設備を整備する。	<p>災害時等の緊急対策として太陽光発電等による給水及び浄化設備を整備する考えについてですが、地震に備えた浄水施設の耐震化の推進や、災害時には飲料水を確保できるよう、主要配水池に緊急遮断弁を設置し対応しております。</p> <p>また、予備水源として「ため池」や「井戸」を活用しており、浅野浄水場では、太陽光発電設備と小水力発電設備を設置し、施設の運転を行っております。</p> <p>御提案のありました、災害時のみ活用できる施設につきましては、「水量の安定性」「適正な水質管理」「施設を稼働するための太陽光発電の大規模化」「設置、メンテナンス費用が高価である」等の課題があり、設置する計画はありません。</p>

	御意見（要旨）	市の考え方
11	<p>旧市街地の古いガス管・水道管・下水管配置図を「たかマップ」に統合し、順次更新することで、ガス管の破裂・水道間の破裂等の被害予防を早急に行う。</p>	<p>現在のところ旧市街地の古いガス管・水道管配置図をたかマップに掲載する予定はございませんが、古いガス管・水道管については関係所管において、順次耐震化の改修を進めているところでございます。</p> <p>また、下水管につきまして、旧市街地における下水道は、昭和8年から事業に着手しており、50年代に概ねの整備を完了していることから、今後、更新時期を迎える下水管の増加が見込まれております。このため、破損による道路陥没等の被害予防も含め、中長期的な視点で持続可能な下水道機能を確保するため、平成29年度に「高松市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、定期的な点検・調査とともに計画的な改築・更新を進めているところでございます。</p> <p>御意見のありました下水道配置図をたかマップに統合し、被害予防に繋げていく取組につきましては、現在、国において、維持管理情報も含めた全国統一的な下水道台帳システムの構築に向けた検討がなされておりますことから、直ちに実施することは困難ですが、国の動向を見極めながら、統合の可否を検討するとともに、引き続き、対策が必要な下水管について、計画的な改築・更新を進め、被害の未然予防に努めてまいりたいと存じます。</p>
12	<p>危険空家・危険ブロック・造成地・耐震基準を満たさないコンクリート建物・公共施設・学校分布を「たかマップ」に統合し、旧市街地の区画整理と危険箇所での開発を防止する。</p>	<p>現在、本市では老朽危険空き家の取り壊しに対する補助制度を創設するなど、危険箇所の減少を促しているところではございますが、各施設の危険性判断及び位置の公表については、現時点で困難と考えております。</p> <p>なお、補助制度に加え、市民の皆様には危険箇所についての認識を深めていただくため、各種のリスクと対策について、ホームページなどで可能な限りの周知に努めており、市有施設については耐震補強工事を含めた適切な維持管理を行うなど、様々な面から安全安心なまちづくりに取り組んでいるところでございます。</p> <p>今後も引き続き、計画的な土地利用の推進による暮らしやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと存じます。</p>

	御意見（要旨）	市の考え方
13	<p>災害時の危機管理センターが浸水区域にあるため、サンメッセに香川県広域防災センターを設置し、災害ボランティアの育成訓練・防災士の育成訓練を行い、他府県への応援を逐次行うことで、高松市だけでなく四国全域の防災ネットワークを強化する。</p>	<p>防災合同庁舎（危機管理センター）については、今年3月に公表された高潮浸水想定区域（想定最大規模）において浸水想定区域内となりましたが、1階の床を高くするとともに、電気室や電話交換機室、サーバー室を建物上階へ設置するなど、万が一浸水被害があった際にも電力・通信の途絶により業務継続が不可能となるような事態が発生しないよう、建設当初より対策を行っております。</p> <p>また、災害対策本部室が被害等により使用不可能と判断される時は、高松市南消防署災害対策室などを代替施設として使用することとしております。</p> <p>地域防災における人材育成に関しましては、防災士養成講座受講に係る補助金の交付や防災士を対象にした研修会を実施しているほか、災害時にボランティアセンターを設置運営する高松市社会福祉協議会が実施する災害ボランティアセンター運営訓練に協力し、訓練を実施しております。この訓練には、NPO法人、ボランティア団体、学生ボランティア、行政機関等各種団体が参加しており、発災後のボランティアセンターの設置の仕方や運営方法などを実践的に訓練することで、平常時から災害に備えることとしております。</p> <p>また、高松市市民活動センターにおいて、災害ボランティアに関する講座を開催するなど、市民に対し、災害ボランティアの活動や役割等の知識を広めるとともに、参加意識の醸成に努めております。</p> <p>なお、現在、市において、県有施設であるサンメッセ香川に防災センターを設置することは検討しておりませんが、香川県に対し、御提言の趣旨については申し伝えたいと存じます。</p>
14	<p>庵治・牟礼・屋島・香西・国分寺・峰山・紫雲山の傾斜地・斜面地の道路・建物について、山体崩壊・地滑り・地盤等航空写真での見た目調査だけでなく、赤色地図を用いた災害予測診断を行う。</p>	<p>現在のところ、高松市で傾斜地・斜面地の災害予測診断を行う予定はありませんが、香川県で土砂災害警戒区域等（土砂災害のおそれのある区域）について公開しており、市のハザードマップに記載し、注意喚起をしております。</p>

	御意見（要旨）	市の考え方
15	香川県の作成した防災地図はわかりにくい点が多いため、これを基準に防災計画を立てて良いのか疑問がある。多方面からのクロスチェックが必要。	<p>水防法により洪水等の浸水想定区域の指定は県が行うこととなっており、当該浸水想定に基づいて、市がハザードマップ等を作成し周知・啓発を行うこととなっております。浸水想定精度等を市で検証することは考えておりませんが、次回ハザードマップを更新等する際には、より分かりやすいものを作成できるよう努めてまいりたいと存じます。</p> <p>また、防災計画の修正については、国の防災基本計画、香川県地域防災計画の修正や市の実情に合わせて修正を行っており、修正の際には関係各所に意見照会を行った上で、国、自治体や学識経験者、関係機関から委員を招き、高松市防災会議に諮っております。</p>
16	香東川・春日川・御坊川などの河口部にはヘドロが常に堆積しており、見た目・匂い等の問題がある。大雨や高潮に備え、河口部の浚渫や下水処理施設の整備など、インフラ整備の遅れや遅滞が災害時に大きく影響するため、環境グリーンインフラ（国土交通省・九州大学島谷幸宏他）に基づいた防災計画を立て直す。	<p>香東川・春日川・御坊川などの河川につきましては、香川県が管理しており、浚渫等の工事につきましても、香川県が行っているため、香川県に対し、御提言の趣旨については申し伝えたいと存じます。</p> <p>また、環境グリーンインフラに基づく防災計画につきましては、個別に費用対効果等を勘案する必要があることから、国や県の動向を見極めながら、必要に応じて検討してまいります。</p>